

費用負担領域

小学校跡地という施設を活用し、運営するにあたって、一般的に必要と考えられる費用について、事業者および施設所有者である本市との負担領域（定期建物賃貸借を想定）について、以下のとおりとする。

7-1 イニシャルコスト（施設運営前に発生する費用）

負担者	費用項目
運営事業者	・ 事業に伴う改修・改装に要する費用
	・ 都市計画法・建築基準法等の各種法令に適合するための改修等に要する費用
	・ その他施設運営前に必要な費用

7-2 ランニングコスト（施設運営中に発生する費用）

負担者	費用項目
運営事業者	・ 貸付料
	・ 施設全体にかかる光熱水費
	・ 施設全体にかかる修繕費
	・ 施設全体にかかる清掃費・ゴミ処理費 ※運動場を含めた校舎敷地内の除草や立木に伴う費用も含む
	・ 施設全体にかかる警備費
	・ 施設全体の設備又はこれに類する機器の維持管理費
	・ 施設全体にかかる法定点検費
	・ その他事業に伴う維持管理費
	・ その他事業に伴う改修・改装に要する費用
	・ 都市計画法・建築基準法等の各種法令に適合するための改修等に要する費用
本市	・ 損害賠償責任保険にかかる費用・事業に伴う公租公課
	・ 施設の大規模修繕費用（外壁改修工事、屋上防水工事） ・ 土地、建物等に関する公租公課